

台湾智慧財産法院と中華民国仲裁協会を訪問して

日野 修男

HINO Nobuo

(日本知的財産仲裁センター国際化P T)

日本知的財産仲裁センターは、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立・運営する、法務大臣の認証を受けた知的財産専門のADR機関である。当センターでは、国際化業務に参考にするべく、海外のADR機関や知的財産関連の裁判実務等の視察を行っており、2016年11月、台湾の智慧財産法院、中華民国仲裁協会、台北の法律事務所の視察を行った。

1 智慧財産法院 (知的財産裁判所)

知的財産を専門に扱う裁判所として、2008年7月、智慧財産法院が設立された。日本語に訳すと知的財産裁判所ということになる。台北市に隣接する新北市の板橋駅の駅上の高層ビル内にあり、知的財産に関わる、民事一審、民事二審、刑事、行政訴訟の分野をカバーする裁判所である。08年7月の設立から16年10月までの8年余の取り扱い事件数は、民事一審4,249件(内訳は特許権1,117件、商標権366件、著作権516件、その他113件)、民事二審1,914件(内訳は特許権653件、商標権197件、著作権258件、その他56件)年間の終結事件比率は95.7%である。行政訴訟は特許庁の審決に対する不服申立てである審決取消訴訟であり、取り扱い事件数は2,732件(内訳は特許権1,091件、商標権1,557件、その他84件)である。刑事訴訟は、刑事第二審を管轄し、取り扱い事件数は1,612件(内訳は著作権983件、商標権429件、その他200件)である。いずれの事件数も設立から訪問までの8年4ヶ月間の集計であるが、多数の事件が効率よく処理されているという印象である。

刑事事件における検察官の起訴独占主義は採用されず、被害者が弁護士に依頼して被疑者を直接刑事訴追する「自訴」の制度(台湾刑事訴訟法319条以下)がある。知的財産侵害事件においても、商標権、著作権侵害は権利者が「自訴」によって刑事事件が開始され、刑事訴訟の中で付帯民事訴訟を提起することが多い。智慧財産法院では、刑事訴訟の付帯事件として、損害賠償等の民事責任を審理する民事訴訟も同じ裁判官、同じ法廷で審理される。刑事訴訟とともに付帯民事訴訟を提起すると、証拠共通、事実認定の統一、訴訟進行の同時性が確保され、智慧裁判所では刑事事件は全体事件数の22%に達している。

院長を初め15名の裁判官が所属し、そのうち技術的バックグラウンドのある裁判官が3名と、13名の技術審査官(うち10名は特許庁から)が在籍する。民事、刑事、行政のいずれの裁判でも1法廷に1~3名の技術専門員が配置される。これだけの人数で先ほどの事件数(年間1,260件以上)を処理していることは驚きである。

事件受付は知的財産関連紛争のワンストップサービスを標榜しており、裁判所の事件受付の他、関連する受付も用意されている。受付はローカウンターであり、市民は椅子に座って受け付けてもらえる。受付の事件受付の電光掲示板は、法廷毎に審理中の当事

者名が表示されており、どの法廷で審理されているか一目で分かるようになっている。受付に備えられた電子端末では各法廷の期日も表示することができ、刑事被告人の氏名も表示される。また、2016年8月からは電子手続きによる受付（e-Filing）が開始されたとのことで、裁判の電子手続きが進んでいる。

法廷に入ると、裁判官席は目測15センチ前後の高さであり、日本のように裁判官席を見上げるといった感じではない。裁判官席の机上には日本と同じような「六法全書」が置かれており、日本と同じような配列で法律が記載されている。もちろん、各ページは繁体字の漢字でびっしり埋め尽くされている。

説明の際に裁判所から受領した統計表によると「勝訴率」は涉外事件も国内事件も10%前後と高くはない。ただし「勝訴」とは全部認容を意味し、一部認容は「勝敗互見」である。和解・取下等を除く約60%が判決に至り、一部認容を加えた勝訴率は20%であるから、三分の一程度が認容判決（全部認容＋一部認容）である。

特許侵害事件では、実際の損害額の3倍の金額まで、損害賠償額を引き上げることができる」とされる懲罰的賠償制度が採用されている。これまでの8年余の間に、特許侵害事件の114件において、平均20,774,415新台幣ドル（約7,500万円）の損害賠償が認定された。その内12件に懲罰的賠償が適用され、平均740,537新台幣ドル（約270万円）の賠償が宣告された。これまでのところ、懲罰的賠償は、侵害の規模や販売実績などの証拠が少ないものの、侵害行為の悪性が高いケースにおいて適用されたとのことである。

刑事手続きに付帯する知的財産侵害の民事事件の制度や、悪質な特許侵害に対する懲罰的賠償制度の採用など、知的財産分野における裁判所の権限は強大であり、台湾における知的財産制度の法執行が厳格に行われているように感じた。台湾発のにせ物事件をあまり聞かないのも台湾の智慧財産法院の尽力によるところかもしれない。

2 中華民国仲裁協会(Chinese Arbitration Association)

1955年に「中華民国訟務仲裁協会」として設立され、1996年に台湾の仲裁法が制定されたのを機に、名称変更され現在に至る。知財分野に限定することなく、仲裁機関、調停機関として活動を行い、年間約170件を処理している。取り扱う事件では、建築・建設分野の紛争が約70%と最も多く、貿易、保険、証券、海事関係が続き、知財案件はわずかである。

仲裁人は仲裁法に基づく仲裁人登録資格審査委員会の審査を経て登録され、現在は約850人（内訳は弁護士約470人、技術専門家約90人、建築専門家約50人、医師約20人など）が登録されており、調停人は調停人訓練登記審査法に基づく審査を経て登録され、現在は約90人が登録されている。協会は事件毎に、当事者に候補者をオファーするとのことである。

海外の多くの仲裁機関と連携しており、特に、中国本土と台湾間には、仲裁判断の法執行を認める相互協定がある。日本と台湾間においても、執行力を確保するという観点からは、裁判よりも仲裁の方に優越性があると考えられる。

また、中華民国仲裁協会は、私人間で処理できない行政案件は取り扱わないので、特許の有効性をめぐる知財紛争は扱わないとのことである。

3 海外から学ぶべき所

台湾の智慧財産法院では、知的財産に関する刑事事件を扱っている。昨年、商標侵害の刑事事件の弁護を担当したが、差押えの被疑事実とされた侵害品は「類似商品・役務審査基準」に記載されている典型的商品であるが、登録商標の指定商品には入ってなかった。すなわち、商標法違反の被疑事実の嫌疑はありえないのであるが、この被疑事実を理由として店舗の他の商品まで差押え・押収を受けた。押収された商品が還付されるまでには、相当の期間と苦勞（最高裁への特別抗告2回）を要した。商標法の基礎知識さえあれば、かかる令状発行は避けられたものであり、商標侵害の刑事事件も知財専門の裁判官が担当することが望まれる。

中華民国仲裁協会では促進型調停を採用している。調停の方法としては、評価型調停と促進型調停に分けることができる。評価型調停は、裁判手続に準じるような解決、すなわち、要件事実を充足しているかどうか、法的効果が認められるかどうかという視点での調停であり、一言で言えば「ミニ裁判」ということもできよう。これに対して、促進型調停は双方の当事者の言い分を聞いたうえで、どのような解決法があるか、当事者の意向を踏まえて紛争解決を図ることに視点をおいた調停である。裁判所に提出する訴状と同じような調停申立書を書いて、裁判所と同じような審理をするのでは、迅速・簡便・柔軟という調停の優位性を見出すことは困難かもしれない。国際的紛争の解決においては、促進型調停に移行しつつあるということである。我が国においても、従来の「ミニ裁判」型の調停から、紛争解決に視点を置いた調停へ向けて、調停のあり方を抜本的に見直すことが必要かもしれない。

以 上

2016/12/5